

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社と当社の連結子会社からなる当社グループは「開かれた透明性のある企業」、「社会の負託に応えられる企業」、「働きがいのある企業」、「環境に配慮した企業」の経営理念を共有し、株主、債権者、取引先、顧客、地域社会、従業員等のステークホルダーに対応する為、コーポレート・ガバナンスの構築に鋭意取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、事業戦略上の必要性、保有することの便益やリスクが資本コストに見合っているか等の合理性を勘案し、当社の中長期的な企業価値向上に資すると認められた場合、他社の株式を政策保有株式として保有することとしています。

当社は取締役会において、保有している個別の政策保有株式について、事業戦略上の必要性や保有の合理性等を定期的に検証し、当該検証の結果、継続して保有することが当社の企業価値向上に資しないと判断した場合は、当該株式を処分、縮減してまいります。

当社は政策保有株式の議決権行使に当たっては、当社の利益に資することを前提に議案の妥当性・合理性並びに発行会社の経営方針や戦略を尊重した上で、適切に行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競争取引及び利益相反取引は、取締役会での審議、決議を要することとしています。また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般顧客と同条件のもとで行うこととしています。なお、現時点で関連当事者間取引に相当する取引はありません。

【補充原則2-4】

当社は、性別、国籍、年齢等に捉われず、人材の多様性を図ることで、市場環境の変化に対応できる組織力を醸成するため、女性、外国人、様々な職歴をもつ経験者を中核人材として積極的かつ継続的に採用・登用し、それぞれの特性や能力を最大限活かせる職場環境が整えられるよう努めるとともに、これに係るマネジメント層の教育などを実施しております。

このような方針の下、2024年3月末日現在、管理職の登用については、当社グループで全管理職中、女性が21%、外国人28%、中途採用者38%(重複あり)ですが、今後も女性比率を中心に、更に改善を進めてまいります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業型確定拠出年金制度を実施しており、その運営管理機関として信託銀行を指定し、運営管理業務を委託しております。

信託銀行は、適切な資質・知見を有する人材を配置し、企業年金のアセットオーナーとして資金運用を行うとともに、当社は個別の投資先企業の選定や議決権行使等の投資判断を当該信託銀行に一任することで、利益相反を適切に管理しております。

当社は、当該信託銀行から年1回「モニタリングレポート」を受領し、その内容を確認することで、資産運用が適切に行われていることをモニタリングしています。

当社は、従業員に対してWEBによる資産運用に関する教育研修を実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i)当社は、ステークホルダー(お客様、お取引先様、従業員、地域社会、環境、株主)の期待に応えられるよう「TOCOSグループ経営理念」や「グループ行動規範」を定め、当社ウェブサイトを開示しています。また、中期経営計画を東京証券取引所に開示しております。

(ii)当社は、コーポレートガバナンス・コードが、ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めて行くための重要な経営政策と認識した上で、経営の効率性や透明性の向上、取締役会の機能の強化等を図るための各種施策に取り組んでおります。

(iii)取締役の報酬については、公正かつ適正に定めることとしており、監査等委員以外の取締役については、役位、職責に応じた固定報酬と基準を明確にした業績連動報酬とし、2022年度より、これに加え、中長期的インセンティブ報酬として株式報酬制度(譲渡制限付株式報酬制度)を導入しております。

監査等委員である取締役については、固定報酬のみとしています。

具体的な報酬額は、株主総会でそれぞれ承認された取締役報酬額の範囲内において指名報酬委員会にて原案を作成し、監査等委員以外の取締役については取締役会で、監査等委員である取締役は監査等委員の協議によって定めています。

(iv)取締役会は、取締役候補者の指名並びに代表取締役社長の選任に当たっては、その役割に応じた必要な能力・経験・識見・人格を検討し、指名・選任を行っています。

また、代表取締役社長及び執行役員の大規模なコンプライアンス違反等により、企業価値が著しく毀損した場合やその恐れが生じた場合などは、代表取締役社長を解任する方針としております。

取締役会は、取締役候補者の指名並びに代表取締役等の選解任を行うに当たっては、社内取締役1名及び社外取締役2名で構成する指名報酬委員会(委員長は社外取締役)における審議を経た上で、当該指名及び選解任を行います。

なお、取締役会は、監査等委員となる取締役候補者の指名を行うに当たっては、当該候補者の選任に関する議案を株主総会に提出することに関し、監査等委員会の事前の同意を得た上で当該候補者の指名を行います。

(v)当社は、取締役候補者の略歴、選任理由等を株主総会招集通知等で開示しています。

なお、代表取締役を解任する場合には、東京証券取引所の定める規則等に従い、適切に開示・説明してまいります。

【補充原則3 - 1】

当社は、「気候変動への対応」「人的資本多様性」などの社会的課題の解決に貢献し、持続可能な企業であり続けることを目指し、サステナビリティに関する基本方針と、これを推進するガバナンス体制について、取締役会で決議し、開示しております。

サステナビリティに関する基本方針として、当社グループは「地域社会との信頼関係を築き 従業員にはチャンスと達成の喜びを お客様には安心と感動を地球には優しさと潤いを 与え続ける」ことを私たちの社会的役割と位置付け、サステナビリティ経営の強化に取り組みます。

サステナビリティ方針を推進するガバナンス体制として、取組むべき社会課題ごとに推進責任部門を定め、代表取締役を議長とする経営審議会の中で定期的に取締役会に諮る体制とし、具体策の実行が滞りなく進められるよう努めております。

具体的な取組み内容については、有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4 - 1】

取締役会決議事項

「取締役会規則」にて取締役会決議事項として、「株主総会に関する事項」「会社の計算に関する事項」「役員に関する事項」「株式等に関する事項」「人事・組織に関する事項」「経営一般に関する事項（経営の基本方針）」「重要な業務執行に関する事項」「その他法令又は定款に定める事項又は取締役会が必要と認める事項」を定めております。

取締役会報告事項

「取締役会規則」にて、取締役会報告事項として「業務執行状況報告」を定める他、取締役会で決定した経営の基本方針に基づく具体的な業務運営方針、その他当社経営にかかわる重要事項等を報告事項としております。

経営審議会等及び経営陣への委任

「権限基準」に基づき、取締役会決議事項以下の社長決定事項について、常勤取締役及び執行役員で構成される「経営審議会」、経営審議会の構成員に各部門責任者が加わる「投資委員会」での審議・決裁、社長による書面決裁を行う他、一定の事案について、担当取締役、執行役員、部門長に決裁権限を委譲しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、「社外役員の独立性に関する基準」を定め、当社ウェブサイトにて開示しています。独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の基準を満たし、かつ取締役会において活発、建設的な意見を申し述べる事ができる候補者を選定しています。

【補充原則4 - 10】

当社の社外取締役は4名であり、取締役会の過半数に達していません。

当社は、取締役候補者の指名、代表取締役等の選解任並びに取締役の報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保と説明責任が果たせるよう、取締役会の下に「指名報酬委員会」を設置し、社外取締役の適切な関与・助言が得られる体制を整備しております。

「指名報酬委員会」は、取締役3名（内、社外取締役2名）で構成されるとともに、社外取締役が委員長を務めており、独立性・客観性が十分に確保されております。

「指名報酬委員会」は、取締役会の諮問に基づき、取締役候補者の指名、代表取締役等の選解任、並びに取締役の報酬について審議を行い、取締役会に答申しており、取締役会は「指名報酬委員会」の審議結果を尊重することを前提として、これらの事項を決定しております。

【補充原則4 - 11】

取締役会は、その役割・責務を果たすためのスキルとして、企業経営、グローバル経営、内部統制・ガバナンス、技術・ものづくり、営業・マーケティング、財務会計・ファイナンス、人事労務についての知見が必要と判断しております。

取締役会は、これらのスキルを満たす豊富な経験、見識、専門知識等を有する多様なメンバーで構成されております。

社外取締役4名は、企業経営経験者、内部統制・ガバナンス、財務会計の分野での専門的知見を有しております。（女性1名を含む）

各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスについては、定時株主総会の招集通知の株主総会参考書類にて開示しております。

今後も、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成するよう努めてまいります。

更に、監査等委員には財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任することとしています。

【補充原則4 - 11】

社外取締役をはじめ、取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

社外取締役1名は弁護士としての業務を行っており、1名は税理士としての業務を行っておりますが、他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。

また、他の社外取締役2名は、当社グループ以外の他の上場会社の社外役員を兼任していません。

今後も同様の観点から選任してまいります。

【補充原則4 - 11】

当社取締役会は、各取締役が自己評価を行い、この自己評価結果を分析・評価することにより、現状を認識するとともに課題を抽出し、これに対応していくことで、取締役会全体の実効性を高めております。

具体的には

<評価方法>：「取締役会の自己評価アンケート」に基づき毎年行っており、その内容を開示しております。

<評価項目>：大項目を 取締役会の規模・構成 取締役会の課題の選定 取締役会の運営方法 取締役会外の体制 取締役自身の評価 株主様との関係充実に ついて ガバナンスの在り方 任意の諮問委員会 前回アンケート結果を踏まえた取り組み とし、それぞれに付き詳細項目を設け評価を行っております。

<評価結果>：昨年に引き続きすべての大項目において実効性はおおむね確保できていると結論づけましたが、「株主様との関係充実に ついて」は、更なる改善が必要と評価されています。

<今後の課題>：

「株主様との関係充実に ついて」については、株主様とのコミュニケーションを改善するために、定期業績報告会等を開催し、情報発信・意見交換の場を設定することによりIR・S R活動を充実させてまいります。

【補充原則4 - 14】

当社は、取締役全員を対象とした研修会を最低年1回、それぞれ実施するプログラムを設けています。この他、取締役に対しては新しい考えの習得や生きた情報に触れた自己啓発等を目的として、外部セミナー、外部団体への加入（日本監査役協会等）及び人的ネットワーク（異業種交流）への参加を推奨しています。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

- ・当社は、総務担当取締役をIR担当役員としております。
- ・当社は、総務・事業企画・経理部門が連携し、会社情報の適時適切な開示に努めております。
- ・当社は、中期経営計画を開示・公表するとともに、半期の決算発表後に決算説明会を行い、機関投資家やアナリストに対し、決算概要を説明し、当該説明資料を当社ホームページで開示しております。
- ・当社は、株主や投資家から対話の申込みがあった場合、IR担当役員、社長、その他取締役が合理的な範囲で対応しております。
- ・当社は、株主アンケート等による株主や投資家からの意見・懸念について、必要に応じて、取締役等への情報共有を図っております。
- ・当社は、内部者取引防止に関する規程を定め、インサイダー情報を適切に管理しており、株主との対話に際して、公平な情報公開に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
--	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
成成株式会社	170,500	10.78
コスモス取引先持株会	93,390	5.90
GLOBAL ESG STRATEGY2	75,100	4.74
GLOBAL ESG STRATEGY	49,600	3.13
セコム損害保険株式会社	47,605	3.01
GLOBAL ESG STRATEGY	46,700	2.95
株式会社岡三証券グループ	40,000	2.52
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHPB)	37,800	2.39
秋元 利規	23,000	1.45
丸 庸夫	21,700	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本隆章	他の会社の出身者											
小野正典	弁護士											
森田貴子	税理士											
山口鐘畿	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本隆章			当社との取引がないことから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。 取引所が示した基準にも該当しておりません。	山本隆章氏は、業務執行する経営陣から独立した立場にあります。同氏は、大手企業における経理業務に長年従事され、予算、決算・開示、税務、システム開発、内部統制などに豊富な経験と知見を有しており、また同子会社の取締役として経営に参画されました。また、多様な会社での監査役としての業務にも長年従事され、さらには日本監査役協会においても監査役に必要な法的・実務的知識の習得などを推進する役割も担ってきております。これらの豊富な知識・経験及び高い識見を当社の監査・監督体制の強化に活かしていただきたいため、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
小野正典			当社との取引がないことから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。 取引所が示した基準にも該当しておりません。	小野正典氏は、業務執行する経営陣から独立した立場にあります。同氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視・監督を遂行するに適任であります。このことにより、取締役会の透明性の向上および監査・監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役に選任しています。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

森田貴子			当社との取引がないことから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。 取引所が示した基準にも該当しておりません。	森田貴子氏は、税理士として専門的な知識・経験が豊富であり、財務・会計に関する幅広い知見を有しております。同氏は、業務執行する経営陣から独立した立場にあり、かつこれらの豊富な知識・経験と高い識見を当社の監査・監督体制の強化に活かしていただきたいため、社外取締役を選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
山口鐘畿			当社との取引がないことから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。 取引所が示した基準にも該当しておりません。	山口鐘畿氏は、業務執行する経営陣から独立した立場にあります。同氏は、大手企業における開発業務、事業責任者、社長として経営に長年従事され、技術・製品開発、事業運営、会社経営などに豊富な経験と知見を有しております。当社の技術・製品開発に対する助言により成長に寄与し推進いただく人材として適任であるとともに、これらの豊富な知識・経験及び高い識見を当社の監査・監督体制の強化に活かしていただきたいため、社外取締役を選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

当社の社外取締役は4名で、いずれも監査等委員であります。

4名の社外取締役は、当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反するおそれがないことから、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役の選任にあたっては、候補者の有する専門性および会社法に規定する要件などを勘案して候補者としております。なお、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準を、当社ウェブサイト上で開示しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(監査等委員と会計監査人の連携状況)

監査等委員は、事業年度初めに、会計監査人より年度監査計画書及び当期監査日程の説明を受け、定期的な会合のほか、適宜意見交換を行い会計処理の透明性と正確性の向上に努めております。計算書類の受領時は定期会合を持ち、必要に応じて監査の方法等について打ち合わせを持っております。また、往査の結果については監査等委員会で確認を行っております。

(監査等委員と内部監査部門の連携状況)

経営目的に照らして、経営及び業務内容の活動と制度を公正な立場で評価、指摘、指導する機能を持つ監査室を設けております。監査室は、年間内部監査計画に基づき内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告して連携を図っております。

(会計監査人と内部監査部門の連携状況)

会計監査人は、監査室が行った内部監査の内容や、監査結果の閲覧、ヒアリング、監査室担当者との意見交換等により会社の実態を把握し、会計監査業務の補完を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役

補足説明

指名委員会と報酬委員会は同メンバーで構成された同一の委員会です。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社経営陣の報酬は、指名報酬委員会が一定のルールに基づき、株主総会で決定された報酬の範囲内で、各取締役の職位や職務遂行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し、決定しております。
持続的な成長に向けた、健全なインセンティブの一つとして機能するような当社経営陣の報酬設定については、2022年6月定時株主総会で譲渡制限付株式報酬の導入を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上であるものは存在しないため記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の報酬については、公平かつ適正に定めることを目的として指名報酬委員会において役職、職責及び評価に基づき提案されております。内容は、役職、職責による月額固定報酬と基準を明確にした業績連動報酬、さらに中長期的インセンティブ付与としての株式報酬となっております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役には月1回の取締役会、並びに監査等委員会に出席できるよう、5日前の招集通知の発送だけでなく会社の年間予定表を送り、スケジュール調整できるようにしております。

また、取締役会、監査等委員会終了後業務執行の状況の詳細の意見交換できる場を設けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の企業統治体制に関しましては監査等委員会制度を採用しており、社外監査等委員が取締役会に出席し、社外取締役による経営に対する監視、業務執行の適正さの保持等を促進する体制を構築し運用しております。

業務運営上は、業務執行の意志決定機関である取締役会及び経営審議会を中心に行っております。

この体制により当社では、適正なコーポレート・ガバナンスを確保できるものと考えております。

なお、当社における各機関の内容及び内部統制システムの整備状況は、下記のとおりであります。

(1) 取締役会

取締役会は社長を議長として、業務執行取締役4名及び監査等委員である取締役4名の合計8名で構成され、定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項の決定及び各取締役の業務執行の状況の監督を行います。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は監査等委員である取締役4で構成されており、いずれも社外取締役であります。監査等委員は監査等委員会が定めた監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、意見表明を行うとともに、監査等委員会は内部統制システムを通じて適法性監査及び妥当性監査を行います。さらに、監査等委員は会計監査人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、意見及び情報交換を行うとともに監査室からの報告を通じて適切な監査を行います。

(3) 経営審議会

経営審議会は、常勤取締役、執行役員、本部長から構成され、生産・販売・研究開発を中心とした意思決定と業務執行の迅速な対応を行います。

(4) 内部監査体制

経営目的に照らして、経営及び業務内容の活動と制度を公正な立場で評価、指摘、指導する機能を持つ監査室を設けております。監査室は、年間内部監査計画に基づき内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告し、連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査を担うものに取り締り会の議決権を付与することにより、監査機能をさらに強化するため、平成28年6月24日より監査等委員会設置会社へ移行し、さらなるコーポレートガバナンスの充実を図ってゆきます。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

法定期限前に株主総会招集通知を発送しています

集中日を回避した株主総会の設定	より多くに株主様が参加できるよう、集中日を回避しています
電磁的方法による議決権の行使	2022年6月開催の定時株主総会より、「電磁的方法による議決権行使」を採用いたしました
その他	公共の場所を確保し、出席しやすい雰囲気づくりを心がけています。また、インターネットによる議決権行使を2022年度より開始しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	決算短信、有価証券報告書及び適時開示資料等を掲載しております	
IR資料のホームページ掲載	当社は、2024年第2四半期より、四半期および本決算発表時に決算説明資料を当社ウェブページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRについては、人事総務部門が担当しております	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001に基づき環境保全活動について弊社ホームページにて開示しております
その他	現在、弊社には女性取締役がおります。性別にかかわらず人格、識見、能力にすぐれた人材を取締役として登用することを方針としております

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の目指す企業像として「開かれた透明性のある企業」、「社会の負託に応えられる企業」、「働きがいのある企業」、「環境に配慮した企業」を経営理念とし、会社の業務の適性を確保するための体制(内部統制システム)の整備に関する基本方針を、取締役会において以下のとおり定めております。

- 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)取締役会は、法令、定款及び「取締役会規則」その他社内規程等に基づき、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
 - (2)法令、定款、社内規程等を遵守するため、当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)は「取締役倫理規程」「社員倫理規程」「コンプライアンス基本規程」等を定め、取締役及び執行役員(以下「役員」という。)並びに従業員に周知徹底する。
 - (3)法令違反の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うため「公益通報者保護規程」により通報窓口を設置し、通報者に不利益が及ばないよう運用する。
 - (4)当社代表取締役社長の直轄の監査室は、「内部統制計画書」に従って当社グループの監査を行う。
 - (5)反社会的勢力とは一切の関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。
- 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1)取締役の職務執行に係る情報については、「情報管理規程」を策定し、当社グループにおける文書管理の責任及び権限並びに文書の保存期間・管理方法等を定める。
 - (2)情報システム管理については、「情報システム運用規程」を定め、情報システムを安全に維持・管理する。
 - (3)「電子メール及びインターネットに関するモニタリング規程」を策定し、役員及び従業員に周知、徹底する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)「危機(リスク)管理規程」を策定し、当社グループのリスク管理に関する対応方針・体制を定め、リスク管理体制を整備・構築する。
 - (2)事業上のリスクとして、製品リスク・信用リスク・市場関連リスク・事務リスク・システムリスク・情報関連リスク・自然災害リスク等を認識し、それぞれの担当部署において、教育・訓練の実施やマニュアルの作成・配布を行う。
 - (3)重大な損失の危険が発生した場合、社長を本部長とする対策本部を立上げ、対応策及び再発防止策の策定・実行を行う。
- 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)執行役員制度を導入し、定款において監査等委員である者を除く取締役は8名以内、監査等委員である取締役は4名以内と定めている。取締

役会において、経営上の重要な意思決定を迅速に行い、職務執行の監視を行う。職務の執行は執行役員(取締役兼務者を含む)が取締役会の決議に基づいて役割を分担し、効率的な業務執行を行う。

- (2)「組織・職務分掌規程」を策定し、当社グループにおける部署及び役職の業務内容や権限・責任を定め、適切かつ効率的な意思決定と職務執行を確保する。
- (3)本部制を導入し、迅速な意思決定と組織の効率化を図る体制を構築する。
- (4)常勤取締役・執行役員で構成する経営審議会を原則として週1回開催し、常に情報を共有することで効率的な職務の執行を行う。

5. 当社グループで構成する企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)子会社の代表取締役は毎月、業務の執行状況及び月次業績を当社の代表取締役及び子会社担当部門長に報告するとともに主要子会社の代表取締役は責任者連絡会に出席し当社の役職員と情報交換を行うものとする。
- (2)「関連会社業務執行確認規程」を策定し、損失の危険の管理を行うとともに、健全なる経営の継続的發展を図る。
- (3)グループ一体経営を推進するとの観点から、取締役等を派遣することで子会社の取締役会が迅速な意思決定を行い、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制とする。
- (4)取締役等を派遣することで、子会社の役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1)当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法・会計基準その他関係する内外の法令に基づき、有効かつ適切に整備・運用する体制を構築する。
- (2)財務報告に係る内部統制が適正に機能することを、継続的に評価・維持・改善を行う。

7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役(監査等委員である者を除く)からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を選挙する。
- (2)当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会にかかる業務を優先することとし、当該業務に従事する期間中は、当該使用人への指揮命令権は監査等委員会に属するものとする。
- (3)当該使用人の異動・処遇・人事評価・懲戒等の人事事項については、監査等委員会と事前協議するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び子会社の取締役等から報告を受けたものが監査等委員会に報告するための体制

- (1)当社グループの役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査等委員会に報告する。
- (2)監査等委員は、経営審議会、責任者連絡会やその他重要な会議に出席し、経営上の重要な情報の報告を受けるとともに、重要な議事録・稟議書等を閲覧し、必要に応じて役員又は従業員にその説明を求めることができる。

9. 監査等委員会への報告者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)通報者は、「公益通報者保護規程」に基づき、監査等委員会に通報したことを理由として不利益が及ばない体制を確保する。
- (2)内部通報の通報状況については、速やかに監査等委員会に報告を行う。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査等委員会は、代表取締役に対し独立性を保ち、適正かつ効果的な監査を行える体制とする。
- (2)監査室は、監査の結果を適切な方法により監査等委員会に報告するものとする。
- (3)監査等委員会が会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とする。

11. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の処理に係る方針に関する事項

- (1)監査等委員の職務の執行について生じる費用について、会社は監査等委員の請求に従い速やかに当該費用の前払い又は償還をする事とする。
- (2)監査等委員は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、又はその役割・責務に対する理解を深めるため必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に適合した研修を受ける場合、当該費用を会社に請求する権利を有することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社における契約、取引、組織体制、その他当社の行うあらゆる活動に対する反社会的勢力の排除の徹底及び被害の防止を図ることを目的とし、反社会的勢力の排除に関する基本的事項を「反社会的勢力排除規程」にて定めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料】コーポレート・ガバナンス体制の模式図は次の通りです。

